

平成 26 年 11 月

第 1 回 臨時 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【 1 1 月 1 4 日 】

1 西川憲行（ぽぷら） 20～28 ページ

議案第 7 2 号 平成 2 6 年度亀山市一般会計補正予算（第 3 号）について

- 1 平成 2 6 年度の災害復旧事業が平成 2 5 年度に比較して増加している理由について
- 2 災害の発生箇所と原因について
- 3 災害復旧事業の現状と今後について

2 小坂直親（緑風会） 28～38 ページ

議案第 7 2 号 平成 2 6 年度亀山市一般会計補正予算（第 3 号）について

- 1 災害状況と今日までの復旧内容について
- 2 地元施行の内容について
- 3 林道施設災害について
- 4 受益者負担金について
- 5 財源確保について

平成26年11月13日

亀山市議会臨時会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成26年11月13日（木）午前10時 開会及び開議

第 1 議長の選挙

●議事日程（第1号の2）

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 諸報告

第 5 副議長の選挙

第 6 議会運営委員会委員の選任

第 7 常任委員会委員の選任

第 8 三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の選挙

第 9 鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙

第 10 議案第71号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第 11 議案第72号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

第 12 議案第73号 亀山市監査委員の選任同意について

●追加議案

閉会中の継続調査について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	豊 田 恵 理 君	8 番	福 沢 美由紀 君
9 番	森 美和子 君	10 番	鈴 木 達 夫 君
11 番	岡 本 公 秀 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	広 森 繁 君
企 画 総 務 部 長	山 本 伸 治 君	財 務 部 長	上 田 寿 男 君
財 務 部 参 事	神 山 光 弘 君	市 民 文 化 部 長	石 井 敏 行 君
健 康 福 祉 部 長	伊 藤 誠 一 君	環 境 産 業 部 長	西 口 昌 利 君
建 設 部 長	稲 垣 勝 也 君	医 療 セ ン タ ー	松 井 元 郎 君
危 機 管 理 局 長	井 分 信 次 君	事 務 局 長	広 森 洋 子 君
関 支 所 長	坂 口 一 郎 君	文 化 振 興 局 長	若 林 喜 美 代 君
上 下 水 道 局 長	高 士 和 也 君	子 ど も 総 合	西 口 美 由 紀 君
消 防 長	中 根 英 二 君	セ ン タ ー 長	(兼) 出 納 室 長
教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君	会 計 管 理 者	服 部 和 也 君
教 育 次 長	佐 久 間 利 夫 君	(兼) 出 納 室 長	消 防 次 長
監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君	消 防 次 長	服 部 和 也 君
		教 育 長	伊 藤 ふ じ 子 君
		監 査 委 員	渡 部 満 君
		選 挙 管 理 委 員 会	松 村 大 君
		事 務 局 長	

●事務局職員

事 務 局 長	浦 野 光 雄	書 記	渡 邊 靖 文
書 記	高 野 利 人		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○事務局長（浦野光雄君）

おはようございます。

本日の臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、宮崎勝郎議員が年長の議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

宮崎議員、議長席にご着席をお願いします。

(宮崎勝郎議員 議長席に着席)

○臨時議長（宮崎勝郎君）

ただいま紹介いただきました宮崎勝郎でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これより、平成26年第1回亀山市議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

日程第1、これより議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○臨時議長（宮崎勝郎君）

ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○臨時議長（宮崎勝郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（宮崎勝郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

○臨時議長（宮崎勝郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局長（浦野光雄君）

1 番 今 岡 翔 平 議員

2 番 西 川 憲 行 議員

3 番 高 島 真 議員

4 番 新 秀 隆 議員

5 番 尾 崎 邦 洋 議員

6 番 中 崎 孝 彦 議員

7 番 豊 田 恵 理 議員

8 番 福 沢 美由紀 議員

9 番 森 美和子 議員

10 番 鈴 木 達 夫 議員

11 番 岡 本 公 秀 議員

13 番 前 田 耕 一 議員

14 番 中 村 嘉 孝 議員

15 番 前 田 稔 議員

16番 服部孝規 議員

17番 小坂直親 議員

18番 櫻井清蔵 議員

12番 宮崎勝郎 議員

○臨時議長（宮崎勝郎君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（宮崎勝郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（宮崎勝郎君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

5番 尾崎邦洋 議員及び

6番 中崎孝彦 議員

を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○臨時議長（宮崎勝郎君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票16票、無効投票2票、有効投票中、前田 稔議員14票、服部孝規議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、前田 稔議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました前田 稔議員が議長におられますので、この席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

15番 前田 稔議員、ご挨拶をお願いします。

○15番（前田 稔君登壇）

おはようございます。

今議会から定数18名になって、初めての議会です。4名減したことで、一人一人の負担が大きくなりました。そして、今後の亀山市の財政は厳しくなっていくものと思われます。そんな状況の中、亀山市を発展させるためには、議会の果たす役割が非常に重要であると考えます。その役割について、私の思いを述べさせていただきます。

1つは、既成概念にとらわれることなく、社会情勢の変化、市を取り巻く環境の変化に迅速に対応した新たな亀山市政の形をつくりたいと考えております。

2つ目は、亀山市の将来に責任のある政治を実現するため、市民の声を聞き、さまざまな課題や問題に対して政策研究を行い、市民生活の向上と市政の活性化に取り組みたいと思っています。

3つ目は、二元代表制の一翼を担うため、情報公開を積極的に行い、市民に開かれた議会を目指し、地方分権時代に即した議員相互の研さんを積み、議員個々の資質の向上に努めたいと思っています。

このような3つの思いを持って、この厳しい状況を皆さんと一緒に乗り越え、亀山市議会が一丸となって議会の責任と役割を果たすことが亀山市の発展になると思います。

ご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（宮崎勝郎君）

以上をもちまして、臨時議長の職務を終了しました。

前田議長、議長席にお願いいたします。

皆様のご協力、まことにありがとうございました。

（議 長 交 代）

○議長（前田 稔君）

会議の途中ですが10分間休憩します。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時33分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長において作成しました議事日程第1号の2は、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承をお願いします。

これより日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

議席は、ただいまご着席の議席に指定します。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

1 番 今 岡 翔 平 議員

10 番 鈴 木 達 夫 議員

のご両名を指名します。

次に日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日からあす14日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

会期は本日からあす14日までの2日間と決定しました。

次に日程第4、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件及び平成26年度定期監査結果報告書が提出されておりますので、ご報告します。

次に日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長（前田 稔君）

ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（前田 稔君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（前田 稔君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

○議長（前田 稔君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局長（浦野光雄君）

1 番 今 岡 翔 平 議員

2 番 西 川 憲 行 議員

3 番 高 島 真 議員

4 番 新 秀 隆 議員

5 番 尾 崎 邦 洋 議員

6 番 中 崎 孝 彦 議員

7 番 豊 田 恵 理 議員

8 番 福 沢 美由紀 議員

9 番 森 美和子 議員

10番 鈴木 達夫 議員
11番 岡本 公秀 議員
12番 宮崎 勝郎 議員
13番 前田 耕一 議員
14番 中村 嘉孝 議員
16番 服部 孝規 議員
17番 小坂 直親 議員
18番 櫻井 清蔵 議員
15番 前田 稔 議員

○議長（前田 稔君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（前田 稔君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

5番 尾崎 邦洋 議員及び

6番 中崎 孝彦 議員

を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（前田 稔君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票17票、無効投票1票、有効投票中、鈴木達夫議員17票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、鈴木達夫議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鈴木達夫議員が議場におられますので、この席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

10番 鈴木達夫議員、ご挨拶をお願いします。

○10番（鈴木達夫君登壇）

皆さん、おはようございます。

ご案内いただいたとおり、このたびの亀山市副議長選挙、皆様のご推挙、あるいはご信任をいた

だきまして、当選をさせていただきました。どうもありがとうございました。

昨日の所信表明にも申し上げたとおり、副議長の職はとりもなおさず議長を支え、手となり足となり、常に補佐していくと、これを１年間、専らにしたいと考えております。

とりわけ議長のご挨拶にもありまして、２２名から１８という非常に少数の議員の中で、これからの亀山をどうやっていくか、議会としてどういう立ち位置をするのか、大変重要な年のスタートを迎える時期だと考えております。

私、まだまだ経験も見識も未熟ではございますが、議員の皆様、そして執行部の皆さん、職員の皆さん、そして市民の皆さんの深いご理解とご協力のもと、１年間、副議長の職を全うしたいと思います。重ねて、この場をおかりしまして、当選のお礼と自分の所信とさせていただきます。ありがとうございました。１年間、よろしくお願いします。

○議長（前田 稔君）

暫時休憩します。

（午前１０時５２分 休憩）

（午前１１時０５分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第６、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長において、
※本頁掲載
お手元に配付の議会運営委員会委員名簿のとおり指名します。

議会運営委員会を開き、委員長及び副委員長互選のため、暫時休憩します。

※ 議会運営委員会委員名簿

議席	氏 名
４ 番	新 秀 隆
５ 番	尾 崎 邦 洋
７ 番	豊 田 恵 理
８ 番	福 沢 美由紀
１１番	岡 本 公 秀
１８番	櫻 井 清 蔵

（午前１１時０５分 休憩）

（午前１１時４１分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

先ほど、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、
議会運営委員会委員長に 櫻 井 清 蔵 議員

副委員長に 豊 田 恵 理 議員

がそれぞれ選任されました旨の通知に接しましたので、ご報告申し上げます。

次に、お諮りします。

議会運営委員会の委員長より議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について調査するため、会議規則第105条の規定に基づき、議会の閉会中も委員会を開催できるよう、お手元に配付の閉会中の継続調査申出書の提出がありましたので、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 事 件 | ・ 議会運営に関する事項
・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
・ 議長の諮問に関する事項 |
| 2. 理 由 | 議会運営等に関し調査・研究するため |
| 3. 調査期間 | 委員の任期中 |

平成26年11月13日

議会運営委員会委員長 櫻 井 清 蔵

亀山市議会議長 前 田 稔 様

○議長（前田 稔君）

続いて、お諮りします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、お手元^{※本頁、次頁掲載}に配付の常任委員会委員名簿のとおり指名します。

各常任委員会を開き、委員長及び副委員長互選のため、暫時休憩します。

※ 常任委員会委員名簿

総務委員会		教育民生委員会		産業建設委員会	
議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
5 番	尾 崎 邦 洋	1 番	今 岡 翔 平	4 番	新 秀 隆
7 番	豊 田 恵 理	2 番	西 川 憲 行	6 番	中 崎 孝 彦
1 2 番	宮 崎 勝 郎	3 番	高 島 真	1 0 番	鈴 木 達 夫
1 3 番	前 田 耕 一	8 番	福 沢 美由紀	1 6 番	服 部 孝 規
1 4 番	中 村 嘉 孝	9 番	森 美和子	1 7 番	小 坂 直 親
1 8 番	櫻 井 清 蔵	1 1 番	岡 本 公 秀		

※ 予算決算委員会委員名簿

議席	氏 名
1 番	今 岡 翔 平
2 番	西 川 憲 行
3 番	高 島 真
4 番	新 秀 隆
5 番	尾 崎 邦 洋
6 番	中 崎 孝 彦
7 番	豊 田 恵 理
8 番	福 沢 美由紀
9 番	森 美和子

10番	鈴木達夫
11番	岡本公秀
12番	宮崎勝郎
13番	前田耕一
14番	中村嘉孝
16番	服部孝規
17番	小坂直親
18番	櫻井清蔵

(午前11時46分 休憩)

(午後 2時38分 再開)

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

先ほど、各常任委員会において、それぞれ委員長及び副委員長を互選した旨の報告がありました。

その結果、お手元に各常任委員会※本頁掲載の委員長及び副委員長名簿を配付しましたので、ご了承願います。

※ 常任委員会 委員長及び副委員長名簿

総務委員会	委員長	中村嘉孝
	副委員長	豊田恵理
教育民生委員会	委員長	岡本公秀
	副委員長	西川憲行
産業建設委員会	委員長	新 秀 隆
	副委員長	中崎孝彦
予算決算委員会	委員長	前田耕一
	副委員長	岡本公秀

○議長（前田 稔君）

次に日程第8、三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

議長において指名することに決定しました。

本組合議会議員に、

2 番 西 川 憲 行 議員

3 番 高 島 真 議員

4 番 新 秀 隆 議員

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました3名の議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました2番 西川憲行議員、3番 高島 真議員、4番 新 秀隆議員が三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3名の議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に日程第9、鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

議長において指名することに決定しました。

本広域連合議会議員に、

1 番 今 岡 翔 平 議員

6 番 中 崎 孝 彦 議員

7 番 豊 田 恵 理 議員

8 番 福 沢 美由紀 議員

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4名の議員を本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました1番 今岡翔平議員、6番 中崎孝彦議員、7番 豊田恵理議員、8番 福沢美由紀議員が鈴鹿亀山地区広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4名の議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に日程第10、議案第71号から日程第12、議案第73号までの3件を一括議題とします。

市長に上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第71号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により児童扶養手当法の一部が改正され、平成26年12月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、他の法律による給付との調整を行うために引用している児童扶養手当法の規定の改正により、条例で引用している条項を改めます。

なお、施行日は平成26年12月1日といたします。

次に、議案第72号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正予算につきましては、さきの台風11号等により被災した農林業施設、道路施設などの災害復旧に係る関係経費を計上いたしましたもので、補正額は3億2,860万円を追加し、補正後の予算総額を211億4,772万5,000円といたすものでございます。

なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し

上げます。

次に、議案第73号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、議会の議員の中から選任する監査委員として、森 美和子議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、報告第20号専決処分の報告についてでございますが、亀山市本町三丁目地内において発生した家屋調査における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成26年10月28日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は3万6,072円でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成26年度一般会計補正予算について補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

今議会に提出をいたしました一般会計補正予算（第3号）の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、去る8月の台風11号及び10月の台風19号による災害復旧費の予算補正をお願いするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の歳出から順次ご説明を申し上げます。

10、11ページをお開き願いたいと存じます。

上段の第11款災害復旧費の第2目現年発生農林水産業施設災害復旧費の補助災害復旧事業でございますが、両尾町平尾地内の北浦農道の路肩のり面復旧を初めとする農業用施設等災害復旧事業に、工事請負費及び設計等委託料として6,308万8,000円を計上いたしました。

また、林道鈴鹿南線などの路肩崩落に伴う林業施設災害復旧事業に、工事請負費及び設計等委託料として5,391万2,000円を計上いたしました。

次の単独災害復旧事業の農業用施設等災害復旧事業1億1,220万円につきましては、山下町鍋田導水管の清掃等委託料150万や、坂本棚田の石積み復旧など工事請負費250万円を計上するほか、地元施行で復旧をされる団体に対しまして原材料費2,620万円と建設機械等の借り上げに係る補助金8,200万円を交付いたしたく計上をさせていただきました。

また、林業施設災害復旧事業150万円につきましては、県単独補助事業といたしまして、林道鈴鹿南線などの工事請負費を計上いたしました。

次に、下段の第3目現年発生公共土木施設災害復旧費の補助災害復旧事業では、白木町地内でございますが、市道今福山口線の路肩のり面復旧など、道路橋梁災害復旧事業に工事請負費及び設計等委託料として2,410万円を計上いたしました。

また、河川災害復旧事業2,170万円につきましては、白木町地内棕川などの護岸復旧に係る工事請負費及び設計等委託料を計上いたしてございます。

次の単独災害復旧事業でございますが、道路橋梁災害復旧事業2,940万円につきましては、

白木町地内市道上白木学校線などののり面復旧、土砂除去、倒木処理に係る工事請負費及び設計等委託料を計上いたし、次の河川災害復旧事業 7 1 0 万円につきましては、小川町地内南谷川などの土砂除去や倒木処理に係る工事請負費を計上いたしました。

めくっていただきまして、12、13 ページでございます。

上段の公園施設等災害復旧事業 1, 0 2 0 万円につきましては、名阪工業団地第二公園などののり面復旧に係る工事請負費及び設計等委託料を計上いたしてございます。

次に、第 4 目現年発生その他公共施設等災害復旧費の観光施設災害復旧事業 5 4 0 万円につきましては、観音山公園ののり面復旧に係る工事請負費を計上いたしました。

なお、災害復旧工事箇所等につきましては、別添議案等関係資料といたしまして提出をいたしましたので、ごらんおき願いたいと存じます。

続きまして、歳入についてでございますが、戻りまして 6、7 ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の第 1 2 款分担金及び負担金、第 2 目災害復旧費分担金につきましては、北浦農道のほか、農業用施設及び林道虻谷線など、林業施設の災害復旧工事に係る受益者分担金 7 2 6 万 7, 0 0 0 円を計上いたしてございます。

次に第 1 4 款国庫支出金、第 3 目災害復旧費国庫負担金につきましては、市道今福山口線や棕川など、公共土木施設の補助災害復旧事業に係る国庫負担金 2, 8 3 4 万 7, 0 0 0 円を計上いたしました。

次に第 1 5 款県支出金、第 8 目災害復旧費県補助金につきましては、北浦農道や林道鈴鹿南線など、農林業施設の補助災害復旧事業に係る県補助金 7, 0 9 8 万円を計上いたしてございます。

次に第 1 9 款繰越金につきましては、今回の補正予算に要します一般財源として前年度繰越金 1 億 5, 7 9 0 万 6, 0 0 0 円を計上いたしました。

めくっていただきまして、8、9 ページでございます。

第 2 1 款市債、第 6 目災害復旧債でございますが、第 1 節の農林水産業施設災害復旧債につきましては、補助災害復旧事業債 3, 5 1 0 万円を計上いたしました。

次の第 2 節公共土木施設災害復旧債につきましては、道路及び河川の補助災害復旧事業債として 1, 4 1 0 万円を計上いたしました。公園施設に係る単独災害復旧事業債 9 5 0 万円を計上いたしました。

また、第 3 節その他公共施設等災害復旧債につきましては、観音山公園に係る単独災害復旧事業債 5 4 0 万円を計上いたしました。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田 稔君）

副市長の補足説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 7 1 号から議案第 7 3 号までのうち、議案第 7 3 号については、他の議案と切り離して先議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

議案第73号亀山市監査委員の選任同意については、先議することに決定しました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いて、お諮りします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定より、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

本案は委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第73号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第73号について、起立採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

議案第73号亀山市監査委員の選任同意について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前田 稔君)

ご着席願います。

起立全員であります。

議案第73号亀山市監査委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

ただいま同意をされました9番 森 美和子議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いします。

9番 森 美和子議員。

○9番(森 美和子君登壇)

ただいま皆様からご同意いただきました森 美和子でございます。

今後、亀山市の財政はますます厳しくなる中で、議会選出の監査委員として、しっかりと財政チェックの機能を果たしてまいる決意でございます。

本当にありがとうございました。

○議長(前田 稔君)

続いて、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

あす14日は午前10時から会議を開き、議案第71号及び議案第72号の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時56分 散会)

平成26年11月14日

亀山市議会臨時会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成26年11月14日（金）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第71号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第72号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	豊 田 恵 理 君	8 番	福 沢 美由紀 君
9 番	森 美和子 君	10 番	鈴 木 達 夫 君
11 番	岡 本 公 秀 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	広 森 繁 君
企画総務部長	山 本 伸 治 君	財 務 部 長	上 田 寿 男 君
財 務 部 参 事	神 山 光 弘 君	市民文化部長	石 井 敏 行 君
健康福祉部長	伊 藤 誠 一 君	環境産業部長	西 口 昌 利 君
建 設 部 長	稲 垣 勝 也 君	医療センター 事 務 局 長	松 井 元 郎 君
危機管理局長	井 分 信 次 君	文化振興局長	広 森 洋 子 君
関 支 所 長	坂 口 一 郎 君	子 ど も 総 合 セ ン タ ー 長	若 林 喜美代 君
上下水道局長	高 士 和 也 君	会 計 管 理 者 (兼)出納室長	西 口 美由紀 君
消 防 長	中 根 英 二 君	消 防 次 長	服 部 和 也 君
教育委員会委員長	肥 田 岩 男 君	教 育 長	伊 藤 ふじ子 君
教 育 次 長	佐久間 利 夫 君	監 査 委 員	渡 部 満 君

●事務局職員

事務局長 浦野光雄
書記 高野利人

書記 渡邊靖文

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

おはようございます。

ぽぷらの西川憲行でございます。

選挙が終わりまして、2期目を当選させていただきまして、初の臨時議会で1番目の質疑をさせていただくという光栄に当たりましたので、今回補正予算について質疑をさせていただきます。

議案第72号平成26年度亀山市一般会計補正予算、その中で、災害復旧にかかわる事業につきましての予算について質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本年度、26年度の災害復旧の予算でありますけれども、昨年と比べてみますと、山下町で1件、それから林道において鈴鹿南線の安坂山で1件、この鈴鹿南線については、あと白木町が2カ所ありまして、路肩決壊という報告があつて、これは去年と同じような箇所がかぶっているところですよ。

それでまた、今回の補正予算は3億2,860万円という大きな金額で、昨年25年度の補正予算と比べますと、昨年在1億4,356万円でしたので約2倍ということで、ちょっと数字で言うとうわわわわわわわわ、表をつくって説明をさせていただきたいと思います。去年が1億4,000万、今年が3億2,000万ということで、グラフにすると倍ぐらいになっているというところがあります。

この中で、特にここの農林業に関するところの市単事業なんですけれども、この緑色の部分なんですけれども、こちらについては約3倍の差が出ています。こちらが3,600万円強ですね。こちらが1億1,200万円ということで、約3倍ぐらいになっている。それともう1つ、同じく市単事業なんですけれども、河川災害の復旧事業においては、280万円が710万円ということで、こちらが大きくなっているんですね。ちょっとわかりづらいんですけども、そちらのほうは。

この中で、こういった災害がことし大きく倍以上になってきましたということで、まずこの災害

が大きくなってきたという理由についてお伺いしたいと思います。どのように認識していらっしゃるのかご答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

2 番 西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

昨年度より今年度の災害復旧事業が多くなった理由でございますが、一番大きな農林環境を所管しております、まず環境産業部のほうからお答えを申し上げます。

今年度の災害の原因となった台風 11 号でございますが、三重県で初めて大雨特別警報を発令させるなど、時間最大雨量や降り出しからの累積雨量が多かったことが主な原因というふうに考えております。例えば、市内で気象庁が管理している椿世町にある観測所で比較しますと、昨年 9 月 15、16 日の台風 18 号では、時間最大雨量 35 ミリ、累積雨量 172 ミリ。本年 8 月 9 日、10 日の台風 11 号では、時間最大雨量 56 ミリ、累積雨量 372 ミリとなっております。ともにことしの台風 11 号が多いということから、災害件数及び復旧費も多くなったものというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

西川憲行議員。

○2 番（西川憲行君登壇）

今の答弁にありましたのは、台風の大きさの問題であると。特別警報というのが初めて出された部分で、台風 11 号が昨年の 18 号に比べれば、時間雨量で 35 ミリと 56 ミリの差、大変大きな差があるということでもあります。

もう 1 点聞きたいのは、過去の災害の中で関係して、今年度復旧工事にかかわる場所があったのかということです。今までにも災害があつて、何回か復旧工事は行われていると。その中で、復旧工事を行った場所、あるいはその近隣において、ことしの台風 11 号等でまた復旧が必要になった箇所があるのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

ことしの被災箇所と昨年の被災箇所に重複した場所がないかというご質問かと思いますが、まず農業災害で申し上げますと、国補災害復旧箇所につきましては、昨年度と同じ箇所の被災はございません。ただし、市単独の災害復旧箇所、小規模な災害箇所、河川の水位上昇に伴う用水路への土砂の堆積であるとか、山腹崩壊等による農道や排水路への土砂崩壊など、小さなものは同じ箇所が何カ所かございます。

また、林道災害につきましては、鈴鹿南線など同一の路線での被災、先ほどおっしゃいましたけれども、被災はありますが、同じ箇所というわけではございませんで、同一路線でも別の箇所というところがございます。以上でございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、西口部長の答弁にありましたように、市単事業の中では比較的小さな災害復旧を行っている。用水路にたまった土砂とか、農道に土砂が崩れ落ちてくるとかというものだということです。それで、実際には同じ箇所はないけれども、林道とかの路線においては、近隣の場所で災害が起きているということを確認させていただきました。

2番目の質問が災害の発生箇所と原因についてということになっておりますので、今言われたように、近隣の箇所、あるいは同じ箇所で、用水に土砂がたまるとか、同じ林道の路線上で災害が起こるという原因については、最初に今回の災害が大きくなった理由というのが雨量の増大だということでありまして、その雨量に対する対策といいますか、原因を究明して、原因に対する対策というものは行われているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

災害発生に対する事前の対策という意味だというふうに思いますが、例えば林道等で申し上げると、通常の維持管理の中で災害の発生を防ぐとか、あるいは受益者みずから、台風が接近したときに、その防止のため、例えば水切り等を行っていただくとか、そのようなことはやらせていただいておりますが、抜本的な、事前に構造物をつくるとか、そういうことにつきましてはなかなか難しいものというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

結局、今言われたように、維持管理を行っているけれども、抜本的な改革は無理だというふうに答弁されました。

これは、結局、去年の台風では時間35ミリの雨量が出て、ことしは56ミリまで行っただと。その中で、災害復旧を去年行ったところで、35ミリで壊れるところがあって、災害復旧を行っていくと、また56ミリ降ったら、当然それより多いので壊れていく。ということは、やっぱり雨量がふえてもある程度逃げ道をつくる、あるいは土砂が崩れないような対策を行っていくことが必要ではないかなあと思うんですけれども、毎年毎年亀山市の単独予算として1億円以上、去年は1億もないんですけど、ことしは1億円あります。

また、これから地球温暖化の影響でどんどん台風がひどくなっていく、あるいは雨が多くなっていくということが予測されている中で、亀山市としては、今抜本的な対策はないけれども、維持管理の問題だと言われましたけれども、その維持管理において、しっかりとやっていくということをやってもらわなければいけないと思いますけれども、今回のこの補正予算の中で、そのような対策を含めた予算計上がされているのかどうか。それから、復旧に関して、この予算でしっかりとした復旧と、今後多くなる台風や雨量に対する対策ができていくのかについてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

私が所管する農林関係で申し上げますと、まず農林業の災害復旧につきましては、その根拠法令がございまして、その根拠法令の中に、災害復旧事業の定義が定められております。その定義によりますと、災害復旧事業とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった農地等を原形に復旧することということで、原形復旧が原則となっております。これらのことから、今議員がおっしゃいました原形復旧を超えた予防的な措置につきましては、災害復旧事業では行うことは難しいというふうに考えております。

ただ、災害復旧事業以外の事業、例えば農で申し上げますと土地改良事業、林で申し上げますと林道改良事業等がございまして、そちらのほうの事業を使うことが可能であれば、基準もございしますが、可能であれば、あと受益者負担の問題もございしますが、そういう対応をとっていききたいというふうに思っております。

例えば、今回の災害復旧で申し上げますと、林道の災害復旧事業の中で、鈴鹿南線と北在家中津川線の2路線がございしますが、これについては、災害復旧事業に加えて、県単の補助林道事業を加えて今回補正予算の中にも入れさせていただいておりますが、一部、前に議員がおっしゃった今後の予防的な措置も含めて対処を考えておるといったところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、ご説明にありましたように、国庫補助で災害復旧にかかわる事業の部分があるという法律があると。これについては、私もお伺いしております。それに関連して、災害復旧関連事業として、先ほど言われましたように、林道の整備とかというのが行われるということでもあります。

ただ、この法律については、昭和25年に施行されているというふうにお伺いしていますけれども、3つ目の災害復旧事業の現状と今後についてというところに入ってくるわけですが、災害復旧をやっていく現状としては、あくまでも原形復旧が基本だというふうに言われました。でも、原形復旧をするとすると、今100の強さがあるところに対して、100までの水が来るのであれば当然防御はできるけれども、100を超える120とか、130とかという雨が降るから結局壊れるわけでありまして、それを原形に復旧するということは、また120、130が来れば壊れる可能性が高いということだと思ふんですよ。

ということは、やっぱり120、130という、今現在100としたら、それを超えていく雨量、あるいはそれを超える強さが必要になってくるんじゃないのかなあというふうに考えますけれども、その点について、市としては、法律がこうだから何もできないんですよという考え方なのか、いや、関連事業として、これからも補強工事を計画的にやっていくべきだと思ふのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたし、議員みずからもおっしゃいましたように、災害復旧事業は原形復旧が原則でございまして、100のものが被災すれば100に復旧するというのが原則でございまして。

繰り返しになりますが、他事業で、関連する事業で100を120にする事業があれば、例外的なものというふうにはなるとは思います、採用できるのであれば、今回も先ほど林道で2つ例を申し上げましたが、そういうものも取り込んで復旧に当たりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

もう1点、重ねてお聞きしたいのが、この法律というのが農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律というふうにお伺いしました。これは、国庫補助の暫定措置に関する法律ですので、例えば市単事業についてもこの法律が適用されて原形復旧が基本になるのか。あるいは、市単事業に関しては市の予算ですので、原形復旧以上のものができるのか。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農林の場合ですと、市単事業につきましては、今回も補正予算に上げさせていただいておりますが、例えば農の場合で、原材料支給であるとか、重機借り上げ等の補助金でございますね。これについては、ある程度地元の意向に沿った形で復旧ができるというふうに考えておりますので、ある程度の融通性はあるというふうなことでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、市単事業については市の予算でやるので、ある程度融通性がきくというお答えをいただきましたので、それならば、やっぱり毎年毎年市単事業がふえていくというのではなくて、計画的にやっていくことで、来年度以降、災害の復旧箇所が減る、あるいは災害の被災箇所が減るということを、亀山市としては努力していただきたいなというふうに思うのですが、この点については、ちょっと市長にもお伺いしたいなと思うんですけれども、市長としては、やはり亀山市の安心・安全という点については、非常にご理解があるというか、強い思いを持ってやられていると思いますけれども、このように毎年毎年同じような箇所が起こるようなことがないように、市長としては、どのような方策でやっていくべきだというふうにお考えなのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

西川議員のご質問にお答えをいたします。

ご案内のように、昨今の集中豪雨、台風等の自然災害によります影響というのは、これは亀山だけではございませんが、日本全国、国、あるいは地方、それぞれのレベルで従来の発想を転換しなくてはならない、考え方を改めなくてはならないという状況でございます。

どのレベルを想定して、どれだけ公的に、特にハード的な側面であろうかと思いますが、それに備えていくかというのは大変難しい問題でございますが、しかし国、県、市それぞれにおきまして、財源の問題もあり、あるいは時間軸の問題もあり、こういうこともあわせてさまざまな再構築といえますか、再検討がなされておる段階にあらうかというふうに考えておるものでございます。

一方で、例えば農地でありますとか、適正にこれが保全をされていくような状況、森林につきましてもそうでありますが、こういうものに対してどのように対応していくかということにつきましても、大きなテーマであらうかというふうに思っておりますが、私どもは亀山市としての、なかなか想定しにくいことではございますけれども、財源、あるいは時間軸等々、ハード面、あるいはソフト面、この両面から可能なことで対応、準備をしていくということを基本にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後も自然災害の脅威にさらされるわけでございますが、土砂災害の防止法等々の法改正もなされてまいります。県の動き、あるいは市町の動き、さまざまなものを総動員をして、一番ベストな対応を今後も探って対応していきたいというふうに現時点で考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長の今のお話の中では、県や国がやってくと。市長の認識としては、現在は自然災害に対する影響が大になってきたので、想定も難しいけれども、そういうさまざまな部分で想定を超えるものが出てきたので、転換期にあるんだというふうな認識を持っておられるというふうに私は理解させていただいたんですけれども、ただ財源や時間軸云々を言われまして、県や国の動きに対応して、可能なことを対応していくとか、ベストな対応と言われましたけれども、具体的に、市として財源措置をとって、林道や農道の整備をこれから進めていくのかいかないのか。あるいは、災害に強いまちづくりとして、市長は具体的にどのようなことを考えておられるのかという点について、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

適正に農業施設や、あるいは森を守っていくと、このことについては、当然通常の施策事業の中で今日も対応してまいりましたが、今後につきましても同様の思いで亀山市としては対応してまいりたいというふうに考えておるものでございます。

また、議員が少しおっしゃっておられる、自然災害に備えて、当然受益者であります耕作者であったり、あるいは所有者であったり、こういう皆様のご意向を私どもがしっかり受けとめて、どのようにハード整備をしていくのかということにつきましては、当然それぞれ個々に、やっぱり受益者の状況によっても違いますので、そこについては、ご意向も踏まえて市としては対応していくと、一律の話ではないだろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、基本的に亀山市としては行政でやるべきもの、それからそれぞれ林業の従事者の高齢化の問題とか、耕作放棄地とか、さまざまな問題、要因も絡んでおるところでござ

いますが、その中で何が今できるのかを、難しい問題であります。私どもは模索をしていきたいと、こういう意味で先ほどは申し上げたものでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長が言われる、難しい話であるし、さまざまな課題が複雑に入り組んでいるということは理解させていただきます。今の通常の事業の中で森を守っていく、また耕作放棄地の問題もご答弁の中にありました。それから、受益者の意思によってやっていくということもわかります。

ただ、亀山市の財源を使ってこれを守っていく、あるいは直していくということがあるわけですから、市長として、積極的に予算を使わないで災害に対応していくことがあるのかなあというふうなことを私はちょっとお聞きしたかったんですけれども、もっと違う聞き方をさせていただきますと、今、亀山市の第1次亀山市総合計画後期基本計画の中には、災害に強いまちづくりの推進というものがうたわれております。災害による被害を最少に抑えるため、河川改修や急傾斜地指定箇所安全対策など、計画的な治山・治水対策を関係機関に働きかけるとともに、木造住宅の耐震化を促進するなど、災害に強いまちづくりを進めますと。このように後期基本計画にはうたわれております。

この関係機関に働きかけるといふ部分がありますので、これは、僕はいわゆる、先ほど法令化が出てきて、原形復旧が限定されているという法律に関しても、これは昭和25年制定なので、非常に古いと思います。市長は、先ほどの答弁の中でも転換期が来ているんじゃないかというようなこともご答弁されましたので、やっぱり今現在どのように関係機関に働きかけをされて、亀山市の基本計画にのっとって、河川改修、急傾斜地指定箇所安全対策など、計画的にというふうなところを考えておられるのかという点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど先週、先々週と、国土交通省中部地整、並びに上京をさせていただいて、鈴鹿川に絡みますさまざまな改修の課題、問題につきまして、要請をさせていただいてまいりました。日常的にも、これは組織的に、国並び県に対しましてさまざまな要請をさせていただいたり、今、多分幾つかの具体的な課題を想定されてご発言をいただいておりますが、それぞれ国、県、市町村の役割がある中で、その相互調整も含めて最善を尽くしていくという中で、河川の適切な管理、あるいは改修、整備につきましても要請をいたしてまいったところでございます。

県土木、あるいは県の農政、林業、それぞれ亀山市とはさまざまな問題につきまして共有をさせていただいておりますし、それぞれの予算の範囲とか、考え方が、多分県におかれても、国におかれてもあろうかと思いますが、しかし私どもは地域の課題につきまして適切に要望活動を展開していくと、そして実現につなげていくということで、これは組織的に対応してまいりましたし、今後その考え方で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長のご答弁で、先ほども国のほうに働きかけは行っているよということでございますけれども、ちょっとわかりづらいのは、やっぱりそれぞれの考え方とか予算の範囲と、大ざっぱにざっくり言われますとやっぱりわかりづらいので、国は今地方に対して、特に櫻井市長は地方の活性化、それから国の中央集中ではなくて地方分権に対して非常にご理解がある中で、どのような考え方を国が持っているから、櫻井市長はこのような考え方を要望したんだというようなところを具体的に言っていただけると、よりわかりやすく、また市長の考え方が伝わるのかなあと。

また、予算の範囲と言われましたけれども、それも農林業に関する範囲なのか、国が持っている国税の範囲、県が持っている範囲、市が単独でできる部分の範囲、市に交付金をもっとくれたら、市の交付金の中からそういう災害をやっていくんだとか、何かもうちょっと具体的に、市長がいつも言われる地方分権として、こんなふうな要望、働きかけをして、それから国や県の考え方に対して、こういうようなことを言ってきたんだというところをちょっと細かくと言ったらあれですけど、詳しくお聞かせいただくとわかりやすいのかなあとと思うんですけども、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地方分権との絡みで具体的にということでございますけれども、国は国の責任をしっかりと果たしていただく、県は県の責任を果たしていただく、私どもは私どもの責任をしっかりと果たすという中で、住民に対してその責務が発揮されるということであろうというふうに思います。

今ここで、個別の話であれば時間もあろうかと思いますが、全然やぶさかではないんですけども、少しテーマというか、ご指摘自身が非常に大きな話、抽象的な話でございますので、具体的にまたご指摘をいただければ、それに対して考え方をお示しさせていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

確かに大きな話になると、時間もありませんのであれかもしれませんので、ここでは少し具体例をとということで、私は今、亀山市の市単事業として大きく使われている災害復旧に関する質問をしている中で、市長が先ほどの答弁の中で、国土交通省に行かれて、災害復旧に関する要望をされたということでございますので、そのときにどのような要望をされたのかという点と、それからそれぞれの考え方と言われましたのと、それから国の責任、県の責任ということでありましたので、国が考えて、今現在亀山市の災害に対してどのような責任を果たすのか、どのような予算割り振りをされているのか。

それに対して、亀山市として、櫻井市長としてもっとこんな予算が欲しいんだとかいうことを言われたのかとか、あるいはこの後期基本計画に書いてあるように、災害に強いまちづくりをするための市長の基本的な考え方の中に、関係機関に働きかけをするというのがありましたので、実際に先週、先々週行かれたのであれば、どのような働きかけをされたのかお聞かせいただきたいと思います。その点について、私のほうから具体的に言うのではなくて、市長が活動された部分をこんな

ふうにやってきたんだよというのがあれば、ご発表いただければなあと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、少し触れていただきましたので、例えば河川につきまして、先週国交省へ要望に上がらせていただきました。

その中では、長年の課題でございますが、例えば棕川と鈴鹿川の合流部での断面確保、これを強くお願いをいたしてまいりました。同時に、鹿島橋を挟みます、今県の方で鹿島橋の改修をやっていただいておりますが、これに対しまして、その上流部の河道掘削を今やってきていただいておりますが、竜川との合流地点、それから堆積土砂の撤去、これらをあわせ、強くお願いをいたしてまいりました。もう1点、木下、山下におけます鍋田用水域、この周辺での問題につきましても、あわせてお願いをいたしてまいりました。

中心的にはそういうことを申し上げてまいりましたが、これは先週の話でございますけれども、日常的に組織として、国あるいは三重河川国道事務所、あるいは鈴鹿の河川事務所、本当に重層的にいろんな動きを組織として対応させていただいておりますので、その点をご理解をいただいて、今は河川のことだけ触れましたが、それぞれ林業も道路も適切な対応をお願いしてまいったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今言っていたように、市長は市長でしっかりと動いていただいて、棕川、竜川について、鈴鹿川のことについて要望されたということです。

やっぱり市長の思いの中で、災害に強いまちをつくっていくんだという思いがあって、それからその関係機関に働きかけていくということでございますので、要望をしっかりとさせていただいて、また山下、木下の件につきましても、何回かあそこも被災しているわけですから、抜本的に直していただけるような要望をしていただいて、それで市民の方々が安心して暮らせるまちをつくっていただくということになるんだろうと思います。

できれば、毎年毎年1億円とかいう大きな予算で災害復旧を行うのではなくて、結局、何回つくってもまた災害が起こって壊れていくとなると、使ったお金が無駄になるようなことではいけないと思いますので、その点も含めて、もっとしっかりとした災害対策を行っていただくように、私のほうからは市長に要望させていただきながら、そして後期基本計画にあるようにしっかりとしたまちづくりを、災害に強いまちをつくっていただけることをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質疑は終わりました。

次に17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それではご指名いただきましたので、質疑をさせていただきたいと思います。

議案第72号平成26年度亀山市一般会計補正予算について。

今回の補正につきましては、3億2,860万という災害関連予算ということでございますので、所管としては産建になるわけですが、歳入を含めての質問になりますので、質疑をさせていただきたいと思います。

この災害につきましては、台風11号と19号の関連災害復旧事業ということで、農業施設等、林業、河川、道路ということで計上されております。今回、農業施設から観光、公園を含めて約300カ所の工事関係の予算ということでございますが、国補、県、国を含めて21件、なぜ300件ある中で21件が国の採択で、単費が約280件と、今の質問もありましたように、国関連で見てもらえる補助金事業としては21件しかない。単費で279件、その辺の国・県の扱い、なぜ国庫、県で見てもらえなかったのか、市単でやらざるを得なかったのかということについて、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、ご質問の内容の答弁の前に、被災の状況を農林関係で説明をさせていただきますと、原因は台風11号及び19号であったわけですが、農業災害につきましては、のり面崩壊、山腹崩壊等によりまして、施設へそれが崩落いたしまして、水道施設などの構造物の損壊等、農地が69カ所、農道50カ所、水路71カ所、頭首工2カ所、ポンプ施設3カ所、ため池2カ所、合計197カ所の被災があったわけですが、それから、林道関係につきましては、これは台風11号のみでございますが、路肩決壊が11カ所、土砂堆積等が15カ所、合計26カ所ございました。

ご質問の、なぜ単独事業が多いのかというお話でございますが、まず農業災害につきましては、先ほど西川議員の答弁でもお答えをいたしましたように、原材料支給、それから重機借り上げ等の補助金で、受益者等の意向に沿った復旧をするということが1つと、それから特に農災につきましては、そのような方法をとって来年の作付に間に合わせるというような時期的な問題もございますので、単費の災害が多かったというところでございます。

それから、林道関係につきましては多くの箇所があったわけですが、路線ごとにまとめて、今現在としては11カ所に国補災害となっておりますが、それ以外につきましては、通常の土砂排除等の維持管理の範囲内で対応がほぼ終わっておるところから、国補災害、単独災害のすみ分けをさせていただいたといったところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

私が聞いておるのは、なぜ国の採択基準に合わなかったのかと言っておるんですけど、市単独事業でやるについてはやむを得ん場合、特に農業施設については約1億1,000万と、これはやむを得ん事情があろうかと思うんですけど、林道なんかも300カ所とはいうものの、林道は11カ

所以外はもっと林道の崩壊は物すごく激しいわけです。採択されておらんところがようけあると思うんですね、過去の積み上げも含めて。

それであれば、市単独でやるのは、同じやるにしても小災害復旧をすれば、今は地元採用でやって、地元施行ということですけど、小災害復旧制度があるわけですね。昔は10万でしたが、今13万以上の場合は、小災害としてまとめて小災害復旧をして起債対応になると。それは起債の対応となって、財源としては起債で対応した場合は交付税で見てもらえるという制度が全然生かされていない。

次の受益者の地元施行との関連が出てくるんですけど、その辺が、この災害については全ての災害を拾ったわけではない、300カ所にとどまっていないと。市道とか公共施設はわかるんですけど、林道、農道については、ひそかに物すごく災害が起こって採択されていない。特に、河川関連の絡む農業施設等については、県との協議を済ませなければという理由で上がっておらんと思うんですよ。その災害が非常に大きいと思うんですけど、これは県であろうが、市であろうが、やっぱり災害復旧は、市民が一日も早く望んでおった場合、特に河川関連の農業施設の災害は非常に大きいと思うんですけど、その辺をなぜ市単でやらなければならないのか、なぜ国の採択基準に合うような予算編成ができなかったのか、その1点だけをお聞かせ願います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、小災害制度のこともおっしゃいましたけれども、いわゆる国補の採択の40万以上が国補事業になるわけですが、40万未満の場合、小災害制度がございますが、先ほども答弁いたしましたように、特に農業の場合、より関係者の意向に沿った内容の復旧ができるということと、来年の作付に間に合うように短期的な復旧ができるという意味合いから、原材料支給とか、重機借り上げ等の補助金の市単で対応させていただいたといったところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは地元施行の、今市単でやったという約1億1,000万、原材料支給2,600万ですか、それから8,200万が補助金ということなんですが、今回の3億5,000万の補正の中で、約1億1,000万、3分の1が地元施行となっておりますね。材料支給と、それから補助金と、約190カ所、約1億円を190カ所で割ると1事業者約56万ぐらいですよ、1カ所平均すると。56万ということは、今の市の契約からいくと、30万以上150万以下は随意契約、見積もり契約でもって行為に当たるという1つの定義があります。それを地元施行で補助金として丸投げすると。それは材料支給と重機借り上げ、オペレーター代ということになっておるんですけど、その重機借り上げ、それから補助金の補助基準、いかなる補助基準か私は見たことないんですけど、どういう補助基準で、その約8,200万ですか。大小いろいろあると思うんですけど、平均すると56万から57万なんですよ、1億円を190カ所で割りますと。そうすると、市が言う30万以上150万以下は随意契約、または見積もり入札をして工事を行うということとの整合はどのように図られるのか、お聞かせ願います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業関係の補助基準のことをおっしゃいましたけれども、まず補助金につきましては、亀山市土地改良事業補助金交付要綱に基づきまして、今議員もおっしゃいましたように、掘削等に必要な重機等の借り上げ料、オペレーター代を補助するものでございます。また、原材料支給につきましては、復旧に必要な土のうであるとか、コンクリートぐいであるとか、生コンであるとかなどを支給するものでございます。

それで、補助金交付の上限につきましては、1事業につき100万円を限度といたしております。ただし原材料支給と重機等の借り上げの補助金を併用する場合は、合わせて100万円を上限とさせていただいておるというところでございます。

それと、今、平均50万円を超える補助金との整合のことをおっしゃいましたけれども、あくまでも原材料支給、それから重機借り上げ等の補助金は、市が発注するものではないということから、その辺の市の規定は当てはまらないものというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

土地改良事業補助事業に基づいて発注して、重機借り上げ、地元は1.0の重機を買うのか、0.0を借りるか、地元で使った金は全て見るんだと、だけど上限は100万ということですけど、あれの上限は、100万出したかて70万しか見てもらえんのと違いますか。事業費は100万出したけど、補助金は70万しか出ないというふうに聞いておったんですけど、それにはオペレーターと重機借り上げと重機移動、重機搬送、確かにミニコンボもあれば、大きな重機もあると思うんですけど、そこらは、今の施工しておる地元業者は非常に困っておる。というのは、単価が非常に低い。市は、その積算単価で、地元が要望しても積算単価の基準は市で持っておるということで、実際にかかった費用をなかなか見てもらえないというのが現状の地元施行なんですよ。

だから、それをどのように確認しておるのか。同じ重機でも、大型重機もあれば、小型重機もあれば、重機搬送もあれば、オペレーター代が今大体1万5,000円ぐらいですか。そこらについても、なかなか見てもらえないというのが現状で、ただ1億円で見ておって、59万円でやっておるのやけど、平均すると25万から30万というふうに聞いておるんですけど、なかなか実際にかかった、ボランティアで人件費は別として、直工として材料支給、それから重機借り上げ、重機搬送、それからオペレーター代というのは、なかなか現実に合わないというのが今現実なんですけど、その辺についての認識はどのように持ってみえるのか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今申し上げました、補助金でございますので、当然補助基準があつて、市の単価が議員おっしゃったようにございます。それについては適正な単価であるというふうな認識をしております、実際の実勢価格と差がある場合は自己負担していただくというような考え方でございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

実勢単価と市の単価のほうが差がある場合は、地元で見よというのは、今言うておる地元施行とは大きくかけ離れる。これは、ほかの契約にも比例することやと思います。実際、今の契約の中の積算の単価から、歩がかりから見ても、実勢単価と市場単価は全然違うということなんです。市の見積単価と実勢単価が余りにもかけ離れているがために、地元で負担せいと言うのであれば、まとめて小災害復旧事業で起債を借り入れて、その場合の地元負担金を持ったのと同じことで、だから地元施行で補助金を出せば、地元負担金は要らんというメリットがあるんですよ。それは、ボランティアという人件費がかかっていないということになります。

だから、実勢単価と市場単価が違うというのであれば、それは地元負担で見よと言うのであれば、小災害復旧事業の起債で、95%の起債を充当して、なおかつ残の2割を地元負担で市が発注するという方法があると思うんですけど、それよりこっちのほうが有利やということについてはおかしいと思う。なので、その辺をもう少し実勢単価、市場単価を市は見るべきやと思うんですけど、その意向があるのかないのかだけ聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

そのご質問の前に、小災害と地元施行の話の比較をされましたけれども、何度も申し上げますが、地元施行の場合のほうが地元の意向に沿った復旧ができるということと、短期的な復旧ができるというメリットがございます。

単価的な見直しの問題でございますが、見直しの必要がある場合においては、当然見直しをさせていただくといった考え方でございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは、適時見直していただきたいなと思う。

ただもう1つ、今言われた地元施行のほうがより有利で、地元のためだと言うんですけど、品質管理が、地元へただ丸投げしておくと、そうすると地元施行で地元のいいようにしておいたら、それは地元の意向でいいんやと言うけど、そんな約1億円も出して品質が管理できるという。その工事が後年度においても、今言われたように2次災害、人的災害につながるということはある得ると思うんですけど、補助金だけ出しておけば、その工事は全て良だという品質管理についてはどのようにされてみえるのか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

当然、補助金の関係でございますので、実績報告等の中で、写真やら書類で確認はさせていただいております。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そうすると、それは写真と地元を見て、それで品質が確保できておるということによろしいんですね。

それでは、次の林道施設災害なんですけど、林道災害については、今回5,500万ぐらいですか。その中で、鈴鹿南線ほか11線、4路線のうち11線で工事がなされておって、鈴鹿南線と中津川線については65%補助金、それから足谷と虻谷については50%補助金と。その広域基幹林道と普通の林道は違うわけなんですけど、亀山市には林道が今45路線あって、旧亀山市は3路線、旧関町に42路線あるわけです。その42路線は、ほとんど災害のたびに崩壊しておる。だけど、単契を見てもなかなか復旧していただけない。

今回、11カ所だけでは済んでいないと思うんです。昨年までの災復もそのまま放置されておるという現状を市長がどの程度認識されてみえるのか。まず市長に、林道の崩壊の状況、復旧についての認識をどのようにされてみえるかお伺いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

本年の災害は、農で197カ所、林が26カ所、土木が86カ所、合わせて309カ所の災害が発生したところでございます。幾つかその主なものにつきまして、私も現場に寄せていただいて、現地を拝見したのもございますが、それ以外につきましても数が非常に多うございますので、詳細な写真等々、報告を受けてまいったところでございます。

そこで、林道について市長は認識しておるのかということなんですけど、今議員がおっしゃっていただくように、昨年この臨時会でも補正予算のご議論がございましたが、幹線林道以外の林道で、過去の豪雨によって通行ができない林道が存在しておるということにつきましては承知をいたしておるものでございます。

その復旧につきましても、私どもは受益者の皆さんのご意向を踏まえて協議をさせていただいて、施業の観点からも、当然制度にのっとって受益者分担金等々をいただいた上で、復旧できるものは復旧をしていきたいという基本的な考え方で臨ませていただいておりますし、今後につきましてもそのような基本方針で対応させていただきたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

全然ようわからんです。要するに、現状認識は荒廃した林道ばかりですよと言うておるんですよ。今後対応しますとかいって、経費が維持管理に約200万と、それから単契等で当初予算約700万ぐらいが見込んであるんですけど、それが実行されながらも林道は一向に改善されていない。山も守るというよりも、生産性を上げるためにも、林道がなければ生産性を上げることはできませんし、林業振興はできない。今度、三重県の森と緑の県民税についてもソフト事業ばかりで、本来

の災害に強い山をつくるというために私は申し上げたんですけど、それは全てソフト事業で、ハード事業に使わないということであれば、ますます林道は崩壊すると思いますよ。

しかし、林道についても、農道についても、地方交付税の基準財政需要額に林道の延長、農道の延長に対して算入されておるわけですよ、基礎数値は。必要最低限のこの経費については、林道にかけなさい、農道にかけなさいという基準財政需要額の積算に入っておると思うんですよ。だから、最低限その基準財政需要額分は、林道に対しても、農道に対しても投資すべきであって、それが維持できなければ、それは市の財政をもって、加算してでも、投資してでも交付税で認められておる基礎数値の中を維持するためには、投資すべきだと思います。

それが去年も、例えば板屋林道にしても、せっかく単契しても結局またもとの崩壊で、去年以上にことしの台風で荒れてしまって、もうほとんど入れんという山もあります。片や、鈴鹿南線のように、これは臨時対策雇用でやった、側溝整備をした。確かに側溝整備は約1,000万以上やったがために、やはり崩壊は少なかったというのは、側溝がたまったがために、側溝でたまった水が道路を崩壊しておるというのが今までの事情であったのが、2年かかって側溝整備したがために、主な主要幹線道路は側溝を整備したところは災害が起こっていない。だから、それは先行投資ですよ。

ということができておるから、災害は未然に防げるんだけど、その行き届かんとこが今回鈴鹿南線だろうが、中津川線であろうが、虻谷、足谷についても同じことが起こっておるんです。事前管理ができていないからこういうことが起こっておるということは、あくまでも側溝を整備した、従前の維持管理ができたところは災害が起こっていないということが証明しておるんあれば、やはりそれをもうちょっと持続可能な範囲内で、林道、農道に関しては当然進めるべきであろうと思います。

その辺を私も再三申し上げておるんですけど、その辺の事前投資がしていないがために、ひいては災害が起こっていく。そして、地元負担金を取ってやりますよというのでは、なかなか林業そのものの生産性が上がっていない今の林業界において、市が言うような林道の整備、維持管理というのはできんと思います。

全部で45路線、災害が起こらない林道はほとんど限られたところですよ。あとは放置されたままということなんですけど、今後、この林道の維持管理、補修について、県は今度、県民税は流域関連緩衝林の整備というので、今回亀山市には神武谷に約300万円の入札が行われました。これは、たまった流木を排出して、両サイド200メートルずつの間伐をすることによって流域緩衝林の整備というのはこのやり方。

これは、県だからということじゃなくて、私はこれをやらなければ災害の未然防止にはならないということだから、市単でやってくださいと再三言っておるんですよ。これをやらなければ、今の林道は荒廃の一途やと思います。だから、そこらについても、ソフト事業に使ってもらうのは結構やけど、市は市独自として、やっぱり林道、流域間伐等を含めて、いま一度このような林道の災害を起こさないためにも、そういう制度を導入してでもやるべきだと思うんですけど、それについての市長の考えは。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

県の制度、あるいは国の制度、それぞれしっかり活用させていただいて、ただ制度的に役割分担の中で、県民税につきましてもということで、少し議員の考え方と、あるいは我々の考え方と県の考え方が違いますので、しかし市として可能な限りそういうような役割を果たすということについては、そのように思わせていただいております。

4 5 本の中で、市の幹線林道 5 本につきましては、当然市の責任においてしっかり対応させていただいてまいりましたし、今後も、本当におっしゃっていただいたような、持続可能な範囲でどのようなことが対応できるのかにつきましては、当然、先ほどの西川議員のご質問にもございましたが、しっかり市として対応させていただきたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

主要幹線 5 路線については、確かに災害のたびに安楽越、それから鈴鹿南線、中北線、柚木越、必ず今台風が来るといつもその林道を閉鎖するというメールが入ってくるんですよ。その原因は何かということ、何で閉鎖せねばならないということは、それだけ危険地域が放置してあるがために、台風が来るたびに通行どめするという。通行どめにする前に、通行どめにしなくてもより施設整備を当然ふだんからやっておくべきだというのが私の考え方です。いつまでたってもこんなことをしておったんでは、この主要幹線道路以外の一般林道については、ほとんど整備は進まんだらうと。

これでは、市長が言う緑を守る、県が言う緑を守る、緑は守り切れない。それがひいては河川を崩壊させ、市道、農地を崩壊させるという大きな原因をつくっておるのは山にあるということをもう少し認識をしていただいて取り組んでもらいたいということ、それから受益者負担についてなんですけど、農も林も、また補助残の 2 割と。この 2 割は、私は再三言っておるんですけど、耕作放棄地についても、農業施設についても、2 割負担を払うだけの農業の収益、林業の収益からいっても、維持管理からいっても、2 割の負担は余りにも大き過ぎるんじゃないかということは再三申し上げております。

市民から負担金とか、温泉とか料金を上げていくけど、実際受益が上がることでできない受益者負担というのは、当然見直すべきだろうと思います。農業施設については、約五百何十万ですか、それから林道 2 4 0 万が見込まれておりますけど、これはもう少し考えていただかなければ、ほかの林道、ほかの農業施設にしてもなかなか進まない。受益者の理解を得ることはできないと思いますけど、片や、地元施行でやれば全部見てもらえるんだと。

地元施行で 1 億円でした場合は、全て市単でやって受益者負担は一切ない。受益者負担は人件費で賄っておるからということだろうと思うんですけど、それ以外、山とか農地なんかは、受益者負担を払ってまでは農地を守ることはできないとなれば、この受益者負担を当然見直すべきだと思うんですけど、その 5 番の財源確保と関連するんですけど、今回、この 1 9 号と 1 1 号の台風は、今回の補正予算には約 3 億 2, 8 0 0 万のうち約 9, 9 0 0 万の国・県の補助金、それから 6, 4 0 0 万の起債、それと受益者負担の 7 0 0 万と、あと一般財源が 1 億 5, 0 0 0 万ということになっておるんですけど、今回の災害は、今言われたように激甚災害の適用を受けると思うんです。

激甚災害の適用を受けるについて、普通なら、激甚災害になると補助率が当然上がるわけです。今、一般単独で林道というと、広域林道65%、一般林道が50%のところへ受益者負担は取ると。広域基幹林道は取らないと。一般林道については、2割の受益者負担を取ると。これについても大変不自然でもあると思うんですけど、当然これは激甚災害の適用がほぼ受けられるというふうに今聞いております。これは、市長が国や県へどのように働きかけたか。これも当然陳情の中で、できるだけこれだけの被害があったから激甚に指定してほしいという活動をされたか、されなかったかは知らないにしろ、いずれにしても、12月までには激甚災害の指定を受ける。きょうこうやって上がった約300本の工事箇所全て激甚災害適用になると思うんです。

そうすれば、補助率が約50から65%が、激甚災害になれば70から95%まで補助率が上がるわけですよ。だから、今の予算は、当然12月には国庫補助金が、今の50から65%が、査定の段階によっては違うと思うんですけど、70から95%まで国庫、県の補助金が上がってくる。そうすると、当然起債額も変わってくる。それから、地元負担金も変わってくる。一般財源は当然、そこから1億とはいかなくても、五、六千万円は必ず修正されるはずですよ。

だったら、この受益者負担については、市が持つべきものか持たざるべきものかという受益者負担の考え方もあるかと思うんですけど、やっぱり激甚災害の適用を受けたとなれば、それは市も大きな打撃があるでしょうし、国も大きな打撃があると思いますが、個人も大きな打撃があるのであれば、激甚災害になれば95%まで国庫補助金を認めてもらえるものならば、起債も借りなくてもいいし、それならばやっぱり受益者負担についてももう少し考えて、受益者負担を取らなくても、激甚災害の指定を受けたんならば、国の大多数の援助をもらえるのであれば、当然取るべきでもないし、起債も起こさなくて済むという考え方があると思うんですよ。その辺についてのお考えをお願いします。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

激甚災害に関するお尋ねでございますが、今回の8月の台風の被災に関して、農林災害については閣議決定で激甚災害指定がされるというふうに伺っております。

そんな中で、まず農業災害につきましては、激甚災害以外の一般的な災害の場合は、農業用施設は65%の補助率でございます。今後、被災農家1戸当たりの災害復旧事業費が多額になる場合に、補助率のかさ上げの申請というのがまずございます。それができると。それからまた、今議員おっしゃった激甚災害の場合は、さらなるかさ上げがございまして、このことから国の災害査定額に基づいて、補助金、いわゆる増嵩申請というのをさせていただきます。

林業災害の場合は、基本的な補助率は幹線が65%、それ以外の林道が50%ということで、今おっしゃったようなところでございまして、当然、激甚災害になれば、これは県が災害を集計して国のほうに対して申請をするといったところでございまして、災害の件数ごとに補助率が変わります。今、その補助率が決定をしておりません。

以上のことから、農林ともに現時点では補助率が確定しておりませんので、基本的な補助率で予算を計上させていただいたと。議員おっしゃるように、当然、激甚災害で農林ともに補助率が引き上げられれば、起債、あるいは受益者分担金の低減につながるものというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

激甚災害になればということなんですけど、なるだろうという今の県下の状況からいくと。どこの市町村もやっぱり激甚指定をしていただきたいということは、ほとんど市が県・国へ働きかけるんですよ。なぜかという、それが仕事なんですよ。激甚災害の指定を受ける、何とか受けたいと。そのように働きかけておるのかおらんのか。見込みだけで、ないから今上げていないと言うんですけど、上げるための努力をすることによって、補助金が65%から95%になるんですよ。これは亀山市にとっては大きな財源確保の一つなんですよ。

だから、これだけの今まで想定できない雨量があったということも含めて、やっぱり激甚災害に指定してもらうために市町村長は動いて、国・県、県が何が足らんのかということであれば、ボリュームを徹底的に拾ってでも激甚災害指定を受けるように、そうすることによって補助率が上がることによって財源確保ができるという努力をされてみるのか、みえんのか。多分、私は激甚災害の適用をされるだろうと。その事業内容の個々の全てが65が95になるとは、事業査定の判断にあるかと思いますが、やはりそれは当然見込み得る状況の中では、市町村が国・県へ働きかけて、そして激甚災害指定を受けることによって財源確保できるという努力が必要だろうというふうに思います。

今の西川議員の話もあったんですけども、国・県へもう少し働きかけていただくことが、過去においても、安楽川の整備、49年災のときにも、その当時の今井市長は、東京へ行くたびに写真と災害事項を国会議員から国会、建設省へ毎日行くたびに持って行って、ようやくああやって安楽川が整備できた。その当時、まだ関町時代ですけど、私は一緒に同行させてもらったときも、やっぱり市町村長は東京へ行くたびに代議士全部回って、そして国交省から全部回って、それがようやくああやって安楽川の護岸整備ができたというふうに私は自負しておるから、亀山市も、今言われたように、棕川についても台風が来るたびにこういうふうになるのであれば、やっぱりその現状を訴えて、行ってきましてだけじゃなしに、もっと密度の高い、高い精度をもって、結果を残さなければ行ったことにならないんですよ。

行くだけであればじゃなくて、結果を残して、やっぱり行ったことの成果がある。それについては安楽川で実証されておるのであれば、それぐらいもう少し積極的な活動をしていただく。そのことが今回の災害の3億2,000万のうち、1億5,000万を一般財源で持つのも、激甚災害の指定を受けることによって財源確保がかなりできるし、受益者負担についても考慮すべきやと。激甚災害になるだろうと思うんですけど、市長はもう少し今の現状で、財源確保のためにも、激甚災害の指定を受ける努力をしていただきたいと思うんですけど、その辺についてのお考えを一言お願いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、財源の確保に向けて、ありとあらゆることを今日までもさせていただいてまいりましたが、今後につきましても同様の思いで対応させていただきます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

財源確保については、また総務のほうで十分ご審議をさせていただいて、私は産建の所管ですので、事業のほうは審議させていただきますけど、財源確保については総務委員会で十分ご検討していただくことを要望しまして、質問を終わります。

○議長（前田 稔君）

１７番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質疑は終了し、日程第１に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第７１号及び議案第７２号の２件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する各常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第２０号については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第７１号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

予算決算委員会

議案第７２号 平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

○議長（前田 稔君）

会議の途中ですが、予算決算委員会等の開催のため休憩します。

（午前１１時１２分 休憩）

（午後 ２時５６分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、各常任委員会にその審査を付託しました議案第７１号及び議案第７２号の２件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第71号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

原案可決

平成26年11月14日

総務委員会委員長 中 村 嘉 孝

亀山市議会議長 前 田 稔 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第72号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

原案可決

平成26年11月14日

予算決算委員会委員長 前 田 耕 一

亀山市議会議長 前 田 稔 様

○議長（前田 稔君）

初めに、中村嘉孝総務委員会委員長。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過、並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当次長から付託議案について説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第 7 1 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

今回の改正は、児童扶養手当法の改正に伴う条項の整備であるのかとの質疑があり、これについては、条例において、他の法律による給付との調整を行うために引用している児童扶養手当法の改正による条項の整備であるとの答弁でありました。また、制度における実際の給付金額などについて質疑があり、これについては、平成 26 年 12 月以降は、公的年金の受給者であっても、年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになるという制度であり、個人の年金額によって異なるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、前田耕一予算決算委員会委員長。

○13番（前田耕一君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過、並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案第 7 2 号平成 26 年度亀山市一般会計補正予算（第 3 号）については、当委員会を開き、分科会を設置して、各分科会で審査することと決定し、総務分科会、教育民生分科会及び産業建設分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、市長、副市長を初め、関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

総務分科会会長報告に対し、受益者分担金の考え方に関し、産業建設分科会会長報告との差異について、また市債に対する審査の内容について質疑がありました。

そして、議案については、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第 7 1 号及び議案第 7 2 号の 2 件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第 7 1 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第 7 2 号平成 26 年度亀山市一般会計補正予算（第 3 号）について、起立採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りいたします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすことにします。

本各案についての委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。
本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

議案第71号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第72号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第3号）については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成26年第1回亀山市議会臨時会は、これをもって閉会します。

(午後 3時02分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年11月14日

臨時議長 宮 崎 勝 郎

議 長 前 田 稔

1 番 今 岡 翔 平

10 番 鈴 木 達 夫